

# 事務事業の民間委託等に関する指針

平成18年4月  
門 真 市

# 目 次

指針の目的 .....	1
民間委託等の方針 .....	1
民間委託等の推進方策 .....	2
1 判断基準 .....	2
（1）市が主体となって実施すべき事務事業の判断基準 .....	2
（2）民営化（民間への移譲）の判断基準 .....	2
（3）民間委託の判断基準 .....	3
2 検討の手順 .....	4
3 民間委託等を実施するにあたっての留意点 .....	5
（1）民営化を実施するにあたっての留意点 .....	5
（2）民間委託を実施するにあたっての留意点 .....	5
具体化への取り組み等 .....	6
1 重点的な取り組み .....	6
2 民間委託を検討すべき事務事業の類型 .....	7

## 指針の目的

本市では、簡素で効率的な行財政システムを構築するため、これまで行財政の改善に取り組み、種々の成果をあげてきました。

事務事業の民間委託など民間活力の活用は、このための有効な手法のひとつとして、行政責任の確保と市民サービスの維持向上に留意しつつ、条件が整ったものから順次導入してきたところです。

しかしながら、長引く景気低迷などにより、本市を取り巻く行財政状況は今なお厳しいものがある中、多様化・高度化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、より一層の行財政改革を推進する必要があることから、平成17年12月に財政基盤の充実・強化を柱とする「門真市行財政改革大綱」及びその具体的な方策を示した「門真市行財政改革推進計画」を策定したところです。

その改革の基本理念である「市政の再生」と「財政の再建」を実現するためには、本市が実施している事務事業について、行政効果や事業効果の観点から改めて統廃合等の見直しを行うとともに、継続すべき事務事業についても行政と民間の役割分担を見極めながら、更なる委託の推進や民営化への移行など民間活力をより積極的・効果的に活用し、「行政の役割の重点化」を図ることが重要です。

本指針は、このような認識のもとに、職員自ら改革の意識をもって民間委託や民営化など民間活力の活用を積極的かつ計画的に推進するため、策定するものです。

## 民間委託等の方針

本市が実施する事務事業全般について改めて見直しを行い、市場原理が働く領域においては「民間でできるものは民間に任せる」との視点から、民間への移譲を推進します。

また、民間事業者が持つ専門性やノウハウ等を活用することにより市民サービスの向上やコストの節減が図られるもの、或いはNPOやボランティアなどの市民団体に委ねることにより住民自治が充実するものなどについて、管理監督など行政責任を適正に確保しつつ積極的に民間委託を推進します。

# 民間委託等の推進方策

## 1 判断基準

民営化や民間委託を推進するにあたっては、まず、行政自らが主体となって実施すべき事務事業を明確にし、それ以外のものについて経済的な効果のみならず、市民サービスの維持向上や住民自治の充実など様々な角度から検討を加え、判断する必要があります。

### (1) 市が主体となって実施すべき事務事業の判断基準

次の事項に該当する事務事業については、行政自らが主体となって実施すべきものであり、原則として民間委託や民営化の検討から除外します。

- ア) 公権力の行使(許認可、処分)など、法令等により市が直接実施することを規定されているもの
- イ) 予算の調製、条例・規則等の制定、重要な政策や施策の企画立案、調整、決定など、市の基幹的な機能であるもの
- ウ) 職員の分限・懲戒関連事務、職員給料額の決定、入札の執行など、公平性、公正性、個人情報保護の観点から市以外では実施が困難であるもの
- エ) 市民サービスの安定的・継続的な提供に重大な支障が生じるものや市場原理が働かないものなど、市以外では実施が困難であるもの

ウ)に該当する場合でも、委託契約等において責任を明確化することにより、民間委託等が実施できないかを検討すること。

## (2) 民営化(民間への移譲)の判断基準

事務事業の民間への移譲を検討するにあたっては、以下の基準により総合的に判断します。

- ア) 民営化することに対する法令等の制約がないもの
- イ) 民間によって同種のサービスが十分に提供されていて、行政が競合して実施する必要性が薄れているもの
- ウ) 市場の競争性や民間事業者の持つ専門性・効率性などを活用することにより、コストの縮減やサービスの維持向上が期待できるもの
- エ) 行政によるサービスの提供などを廃止することにより、民間のサービスの拡大が期待できるもの

## (3) 民間委託の判断基準

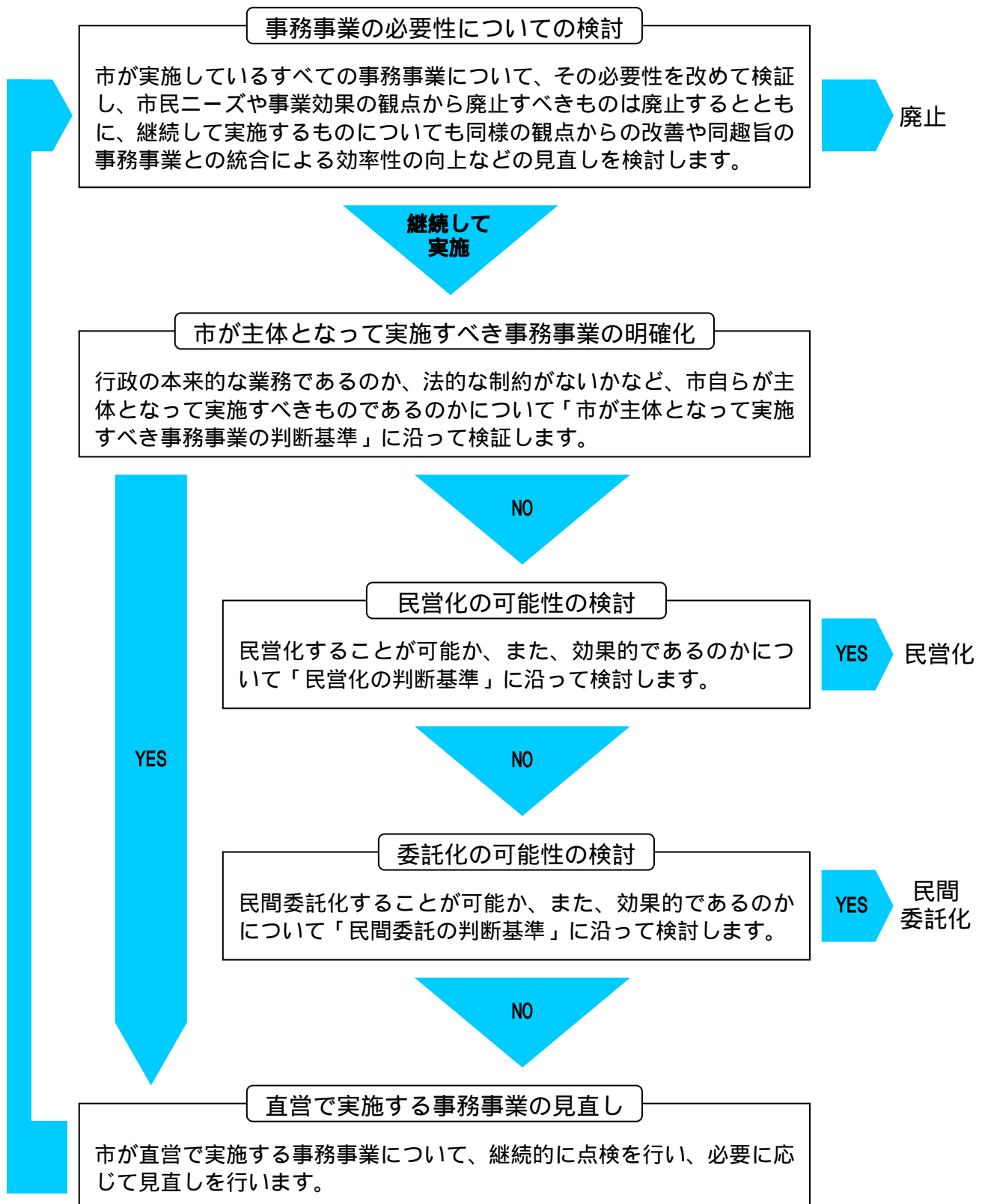
事務事業の民間への委託を検討するにあたっては、以下の基準により総合的に判断します。

- ア) 委託化することに対する法令等の制約がないもの
- イ) 柔軟・迅速・的確な事務処理の確保など、事務事業の効率的・効果的な執行に資するもの
- ウ) 高度な知識や技術などを必要とし、人材の育成・確保などの観点から民間に委ねる方が効果的であるもの
- エ) 人件費、事業費など事務事業を実施するために必要なコストが縮減できるもの
- オ) 市民ニーズにきめ細かく対応できるなど、市民サービスの向上が図られるもの
- カ) NPOやボランティアなど市民との協働による行政運営を推進することにより住民自治の充実が図られるもの

公の施設の管理については、「門真市の公の施設に係る指定管理者制度導入に関する基本方針」に留意した上で検討を加えます。

## 2 検討の手順

事務事業の民間委託等を推進するにあたっては、前述の判断基準に基づき、以下の手順に沿って検討を進めます。



### 3 民間委託等を実施するにあたっての留意点

事務事業の民間委託等を実施するにあたっては、以下の事項に留意する必要があります。

#### (1) 民営化を実施するにあたっての留意点

民営化の検討にあたっては、予想されるサービスの質・量、コスト、受益者負担の程度などについて、可能な限り客観的なデータに基づき、市が継続して実施する場合との比較検証を行うこと。

移譲先の選考にあたっては、市民サービスの維持向上が図られるよう、業務遂行能力や執行体制など実施主体としての適格性を十分に検討すること。

民間への移譲にあたっては、必要に応じて市民や利用者等に情報を提供し意見を聴くなど、移譲に対する理解を得るように努めること。

#### (2) 民間委託を実施するにあたっての留意点

委託業務の範囲や内容等が最も効率的・効果的な単位になっているかを検討すること。

委託先の選定にあたっては、競争性・透明性を確保すること。

委託先がその事務事業を的確に処理できる技術や能力、規模等を備えているかを十分に確認すること。また、受託した業務の大部分を他の第三者に再委託しなければ業務を行うことができないようなものは、委託先として選定しないように留意すること。

住民自治の充実に推進する観点から市民団体等に委託する場合には、その必要性や効果等を明確にすること。

市は管理監督など行政責任の確保を図る必要があることから、契約の締結に際しては、市と委託先との責任範囲を明確にしておくこと。

個人情報の保護や機密の保持が必要な事務事業については、これらが担保されるよう契約で明確にしておくこと。

委託を行った業務については、その効果について定期的に検証を行い、必要に応じて適宜見直しを行うこと。

## 具体化への取り組み等

### 1 重点的な取り組み

以下に示す事務事業の民間委託等の推進については、「門真市行財政改革推進計画」において個別に明記されているものであり、計画の趣旨に沿って特に重点的に取り組みます。

#### < 民営化の推進 >

市立保育所

#### < 委託化の推進 >

広報紙配布業務

電話交換業務

本庁舎宿日直業務

公用車運転業務

防疫用薬剤散布業務

ごみ収集処理業務

道路維持管理業務

公園維持管理業務

水路等維持管理業務

学校給食調理業務

放課後児童クラブ業務



## 2 民間委託を検討すべき事務事業の類型

以下の類型に該当する事務事業については、民間委託になじみやすいものと考えられることから、積極的に導入について検討します。

類型	内容	事務事業の例
定型的業務	民間事業者のスケールメリットが期待される定型的な業務で、有資格者の配置やマニュアル化等により市が直接実施しなくても同様の成果を得られるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大量のデータ入力や集計処理業務</li> <li>・ 各種アンケート調査や統計等業務</li> <li>・ 普及・啓発業務</li> <li>・ 窓口サービス業務</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
専門的業務	高度な専門的知識や技術、設備などを必要とするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報システムの開発や維持管理業務</li> <li>・ 施設設計・測量等業務</li> <li>・ 検査分析業務</li> <li>・ 各種計画策定のための調査研究業務</li> <li>・ 公用車運転業務</li> <li>・ 給食調理業務</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
時期集中業務	業務が時期的に集中するもので、常時一定の職員を配置する必要のないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年実施するイベント開催業務</li> <li>・ 定期健康診断業務</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
施設管理運営業務	施設の管理運営などで、民間に委ねる方が弾力的・効率的な運営が期待できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等の管理運営業務</li> <li>・ 公共施設等の維持管理業務</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
その他	NPOやボランティア等に委ねることにより住民自治の充実が図られるものや同種の業務を行う民間の事業主体があるなど委託化することにより効果的・効率的な執行が期待できるものなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント等の企画・運営業務</li> <li>・ 研修会・講習会の企画・運営業務</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

公の施設の管理については、「門真市の公の施設に係る指定管理者制度導入に関する基本方針」に留意した上で検討を加えること。